



林 振 第 9 号
平成 31 年 4 月 4 日

(岩手県地域型復興住宅推進協議会)
一般社団法人岩手県建築士事務所協会長 様

農林水産部長

岩手県県産木材等利用促進条例の施行について

標記条例については、県産木材の利用促進を目的として議員発議により制定され、平成 31 年 4 月 1 日から施行となりました。

県では、この条例に定める基本理念にのっとり、県民等との協働により県産木材等の利用に関する総合的な施策を実施していくこととしていますので、貴職におかれましては、県産木材の利用促進に向けた取組に御協力くださるとともに、会員へ御周知くださるよう併せてお願いします。

(参考)

条文は以下の岩手県議会のHPで閲覧できます。

<http://www2.pref.iwate.jp/~hp0731/giin-teian-jyorei/14mokuza.pdf>

【担当】 林業振興課林業担当
主任主査 泉
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1
TEL 019-629-5772
FAX 019-629-5779

